

第4次鹿児島県食の安心・安全推進基本計画

概要版

～県民の健康の保護と食品等に対する県民の信頼を確保し，県，生産者，食品
関連事業者及び県民が相互に連携，協力のもと，食の安心・安全の確保を図る～



鹿児島県

令和8年3月

1 第4次鹿児島県食の安心・安全推進基本計画とは

「鹿児島県食の安心・安全推進条例」に基づき、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、施策の基本的な方向等について定めた計画です。

このたび、社会情勢の変化を踏まえ、施策を効果的に推進するため、5年間*の期間として第4次基本計画（令和8年度～令和12年度）を策定しました。

* 情勢の変化等により検討が必要な場合には、「鹿児島県食の安心・安全推進委員会」の意見等も聴きながら見直しを行うこともあります。

2 目標

県民の健康の保護と食品等に対する県民の信頼を確保し、県、生産者、食品関連事業者及び県民が相互に連携、協力のもと、食の安心・安全の確保を図ることを目標にしています。

3 講じる施策の基本体系

食品の安全確保、食品に対する県民の信頼確保、県民の健康の保護を基本的な考え方として、5つの施策体系に17の施策の方向に基づいて52の個別の取組内容（P 2～10丸付き数字）を展開します。

基本施策	施策の方向
1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上	(1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策 (2) 製造・加工、流通・販売段階における監視指導の充実 (3) 消費段階における安全性の確保 (4) HACCPによる衛生管理の推進及び工程管理導入の促進 (5) トレーサビリティの推進 (6) 食の安心・安全の確保に向けた調査・研究等の推進
2 食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供	(1) 食品表示の適正化の推進 (2) 食品表示に関する監視、指導 (3) 消費者の理解促進
3 農林水産物の病気や害虫のまん延防止による食料の安定供給	(1) 各種疾病・病虫害等の発生防止対策の推進 (2) 危機管理体制の整備
4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保	(1) 食の安心・安全の確保に向けた生産者・食品関連事業者の取組に関する情報発信 (2) 食の安心・安全の確保の推進を担う人材の育成 (3) 健康への被害（まん延）防止対策 (4) リスクコミュニケーションの推進 (5) 健康増進に関する施策との連携 (6) 食育に関する施策との連携
5 食の安心・安全の確保に向けた推進体制の整備	

(1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策

ア 自主的な生産工程管理の取組の促進

① かごしまの農林水産物認証制度の充実・普及

自主的な生産工程管理手法であるGAP〔Good(よい) Agricultural(農業の) Practices(やり方)の略〕手法を全国に先駆けて創設しました。令和7年度から食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の5分野を含む国際水準GAPガイドライン（農林水産省策定・令和4年3月）に準拠した新たな基準による運用を開始したことから、認証取得を推進するとともに、研修会等による指導者の育成、生産者への普及・啓発を行います。

② 国際認証GAP等への取組支援

生産者のニーズに応じ、国際認証GAP等の取組支援を行い、県産農林水産物の安心・安全の確保に努めます。



K-GAPロゴマーク



<農業指導士養成研修>

イ 生産資材、動物・水産用医薬品等の適正使用及び監視指導等の充実

③ 農薬の適正使用の推進

農薬取締法に基づき遵守すべき事項について周知徹底するとともに、農薬適正使用推進研修会等の開催により農薬の取扱いに関する正しい知識の普及啓発を行います。

④ 農薬の販売・管理・使用に関する監視指導

農薬の取扱いに関する指導的立場の農業指導士を育成・確保するとともに、農薬販売業者等への立入検査による的確な指導を行います。

⑤ 肥料の生産や販売に関する監視指導

肥料の品質の確保等に関する法律（肥料法）に基づき遵守すべき事項について、県のホームページ等を活用して周知するとともに、普通肥料の登録や特殊肥料の届出等について指導・審査を実施します。

また、立入検査の実施により、肥料の生産・販売における適正表示等の指導を行います。

⑥ 動物用医薬品の管理、販売等に関する監視指導

医薬品医療機器等法（旧薬事法）に基づき、動物用医薬品が適切に販売、使用されるよう医薬品調査など販売業者等に対する監視指導を実施します。

⑦ 飼料の安全性確保に関する普及、監視指導

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（飼料安全法）に基づき、飼料の製造、販売及び使用の各段階において適正に取り扱われるよう、講習会や畜産農家への巡回指導を実施するとともに、飼料製造・販売業者等への立入検査を実施します。

⑧ 水産用医薬品の適正使用の推進

医薬品医療機器等法（旧薬事法）に基づき、養殖業者に対する水産用医薬品の適正使用を図るため、養殖業者に対する適正使用等の研修会を実施します。

ウ 環境保全への配慮

⑨ 総合防除（IPM）及び有機農業の技術をはじめとした環境と調和した農業の普及推進

総合防除（IPM）技術等に取り組む品目、産地を拡大し、農薬の使用量を削減するとともに、本県の環境負荷を低減して生産された農産物等の認知度を向上させ、安心・安全な農産物の提供及び本県農産物のイメージアップにつなげます。

⑩ 家畜排せつ物の適正処理と堆肥の利活用促進

家畜排せつ物法に基づく県計画を策定するとともに、「県環境保全型畜産確立基本方針」及び「県畜産環境保全対策指導指針」に基づき、地域環境と調和した畜産経営の実現に向けて、畜産農家への巡回指導や家畜排せつ物の処理及び利用技術の普及・指導等を実施します。

⑪ 自然環境や生産環境の保全に配慮した特用林産物の栽培方法及び肥料の適正な使用方法などの情報提供

「特用林産物の栽培技術指針」に基づき、「たけのこ」や「原木しいたけ」の生産者を対象に自然環境や生産環境の保全に配慮した栽培方法等の指導や情報提供を行うとともに、新規参加者を対象に生産者養成講座や栽培・経営指導を行います。

⑫ 県内養殖場の水質や底質の調査及び魚類養殖協議会や研修会を通じた漁場改善計画等の養殖指導

魚類養殖場の水質調査等により、漁場環境の現状を把握するとともに、漁場環境の改善が必要な場合は、養殖飼育方法の改良・改善の指導等を行い、持続的な養殖生産の確保を図ります。



「かごしまのIPM」PRキャラクター
「チーム・マモット」

（２）製造・加工，流通・販売段階における監視指導の充実

・県食品衛生監視指導計画等に基づく監視指導や食品の検査

⑬ 施設への立入検査（監視指導）

⑭ 食品等の検査

毎年度策定する「県食品衛生監視指導計画」に基づき、製造・加工，流通・販売の各段階の特性に合わせた監視指導や県内に流通する食品等を対象とした食品検査を実施します。

⑮ 学校・社会保健福祉施設等集団給食施設の監視指導

安全・安心な給食を供給するため、「学校給食衛生管理基準」や「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいた衛生管理指導を行います。

⑯ いわゆる健康食品による健康被害防止のための買上検査

医薬品成分を含有する健康食品等による県民の健康被害を防止するため、いわゆる健康食品の買上検査を実施します。

⑰ 水産物卸売市場における有毒魚介類等の流通監視

フグ等の有毒魚介類及び貝毒等流通が規制されている魚介類の情報を収集し、水産物卸売市場等へ情報提供を行います。また、フグ等による食中毒が発生した場合、情報発信し、注意喚起を行います。

(3) 消費段階における安全性の確保

⑱ 食の安心・安全の確保に関する基礎的な知識や情報の周知

家庭における食中毒等の健康被害の発生を未然に防止するため、食中毒注意報を発令するとともに、各種広報媒体及び衛生教育等を通じて、食品の衛生管理や自然毒（キノコ毒やフグ毒など）及び寄生虫の情報等、科学的知見に基づく正しい知識の普及を図ります。

(4) HACCPに沿った衛生管理の推進及び工程管理導入の促進

⑲ 食品関連事業者へのHACCPに沿った衛生管理の導入及び運用支援

HACCPに沿った衛生管理を継続実施しているかを確認し、導入時からの変更等が見込まれる衛生管理計画の見直しや検証について、必要に応じて運用支援を図るほか、施設整備等に関して情報提供します。

⑳ 畜産関連施設への衛生管理ガイドライン等の徹底及びHACCP方式を活用した管理の普及

生産者に対して「家畜伝染病予防法」に基づく飼養衛生管理基準の遵守、「衛生管理ガイドライン」及びHACCP方式を活用した効率的な飼養衛生管理（農場HACCP）を普及・促進します。

㉑ 衛生管理型の水揚施設の整備支援や自主的衛生管理への取組促進

衛生管理型の水揚施設の整備支援や自主的衛生管理への取組を促進し、水産食品の効率的な流通と販売力の強化を図ります。

㉒ HACCP等高度な衛生管理手法に対応できる人材の育成

国が開催するHACCPシステムに係る講師養成講習会への職員派遣などにより、HACCPの導入支援及び検証を適切に実施することができる食品衛生監視員の確保・養成に努めます。

(5) トレーサビリティの推進

㉓ 米トレーサビリティ制度の適正運用

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（米トレーサビリティ法）により、米穀等の販売、輸入、加工、製造または提供の事業を行うすべての事業者（生産者を含む）に対し、取引等に係る情報の記録の作成、保存及び産地情報の伝達が義務づけられている米トレーサビリティ制度について、関係事業者への制度の普及・啓発、指導を行い、適正な運用に努めます。

㉔ 茶れきくんの導入促進

生産履歴の正確な記帳と迅速な情報開示を行うため、茶生産履歴管理システム（茶れきくん）の導入促進を図ります。



(6) 食の安心・安全の確保に向けた調査・研究等の推進

㉕ 化学肥料や化学合成農薬の使用量の低減に必要な病害虫防除技術や施肥管理技術，気候変動に対応した品種や技術の開発等

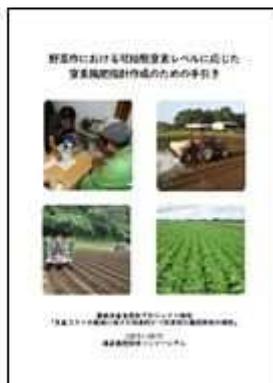
環境と調和した農業の促進に資する技術開発に努めるとともに、現地での実証等を通じた農業者への理解促進及び早期普及・定着を目指します。

㉖ 水産用医薬品の使用低減のための養殖技術の開発

水産用医薬品に頼らない各種疾病対策に取り組み，安心・安全な養殖魚の生産を図ります。

㉗ 食品等に起因する様々な問題についての解決法や再発防止策を得るための調査・研究

食中毒事例等について，その解決法及び再発防止策を得るための調査研究を行い，得られた知見等に基づき食品関連事業者に助言，指導等を行います。



(1) 食品表示の適正化の推進

㉘ 食品表示関係法令の周知

食品関連事業者等に対する研修会、パンフレットや県のホームページなど各種広報媒等を活用し、「食品表示法」をはじめ、食品の表示に関する法令等の周知を図り、食品表示の適正化に努めます。

㉙ 食品表示に関する相談対応

総合相談窓口である「食品表示110番」において、食品関連事業者からの表示相談や消費者から提供された情報に迅速かつ的確に対応します。



<食品表示制度（品質事項）研修会>

食品関係の表示に関する主な法律

法律名	法律の目的
食品表示法	食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保
景品表示法 ^{*1}	一般消費者の利益の保護
計量法	内容量の適正な表示
医薬品医療機器等法 ^{*2}	食品に対する医薬品的な効能効果等の表示を禁止

※1 景品表示法：「不当景品類及び不当表示防止法」

※2 医薬品医療機器等法：「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（旧薬事法）

(2) 食品表示に関する監視、指導

㉚ 食品表示実態調査等の実施

食品表示法や計量法など、食品表示に関する各法令に基づく実態調査等の強化を図り、食品の適正な表示の指導に取り組めます。

(3) 消費者の理解促進

㉛ 消費者の食品表示に関する理解促進

消費者自身が食品表示に関する理解を深め、自主的かつ合理的な食品選択ができるよう、メールマガジン等により食品表示に関する適正な情報発信を行います。

(1) 各種疾病・病害虫等の発生防止対策の推進

③② 農作物栽培における気候変動等にも対応した病害虫の適期防除の推進

県産農産物の安心・安全の確保と環境への負荷をできるだけ軽減し、気候変動等にも対応した環境と調和した病害虫防除を徹底するため、各種広報媒体を活用し病害虫発生予察情報を発信します。

③③ 家畜の各種疾病の発生動向の把握、防疫指導、検査等の実施

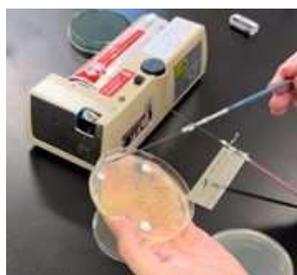
高病原性鳥インフルエンザ等の各種疾病のモニタリング調査を実施するとともに、豚熱等の対策では、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、サーベイランスを実施します。

③④ 各種疾病に対する防疫指導及び気候変動等に伴う新たな疾病の実態調査

魚病等による被害を軽減するため、各種疾病の発生状況等の実態を把握するとともに、関係団体及び養殖業者に対して防疫措置の実施指導や防疫技術の普及・啓発に努めます。



<病害虫の発生状況調査>



<魚病検査の状況>

(2) 危機管理体制の整備

③⑤-1 各種疾病等に関する危機発生事案毎のマニュアル*に基づく対応

③⑤-2 平時からの情報の共有化や連携の強化による事案発生時の未然防止と事案発生時の迅速かつ適切な対応

国，他の都道府県，市町村その他の関係機関も含め，平時からの情報の共有化や連携の強化による事案発生時の未然防止と事案発生時の迅速かつ適切な対応を図ります。

また，発生事案の拡大防止や風評による混乱を避けるため，県ホームページ等を通じて，県民への正確かつ適切な情報提供に努めます。

※マニュアル：[鹿児島県口蹄疫防疫対策マニュアル](#)
[鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ等防疫対策マニュアル](#)
[鹿児島県豚熱\(CSF\)防疫対策マニュアル](#)
[九州におけるミカンコミバエ種群誘殺時の対応マニュアル](#)

(1) 食の安心・安全の確保に向けた生産者・食品関連事業者の取組に関する情報発信

③⑥ かごしまの農林水産物認証制度の認知度向上

県ホームページや広報媒体を活用し、制度や認証品目のPR並びに認証品を取り扱っている県内の量販店等をPR協力店として広く紹介するほか、販促フェア等を開催し、認証制度の認知度向上を図ります。

③⑦ かごしまブランド産品をはじめとした県産農畜産物の認知度向上に向けた取組

③⑧ 「かごしま畜産の日」の活動を通じた生産者と消費者の相互交流、理解促進

③⑨ 「かごしまのさかな」ブランド認定魚の認知度向上

④⑩ 安心・安全な特用林産物の認知度向上

「かごしまブランド産品」をはじめとした県産農林水産物の認知度向上を図るため、消費拡大キャンペーンやイベント等の開催、「かごしまの食ウェブサイト」等を活用した情報発信を行います。

④⑪ 食品関連事業者の食の安心・安全に対する取組の情報発信

生産段階から製造・加工、流通・販売段階における食品関連事業者の食品に対する安心・安全に向けた取組について、メールマガジン等を活用し、県民へ情報発信します。

かごしまの食ウェブサイト

「かごしまの食」の情報を発信するホームページ「かごしまの食ウェブサイト」でかごしまブランド産品をはじめとする県産農畜産物やこれらを活用した加工品等を紹介しています。

以下 URL・二次元コードからご覧ください。

<https://www.kagoshima-shoku.com/>



(2) 食の安心・安全の確保の推進を担う人材の育成

④⑫ 地域における食の安心・安全の確保に係る正しい理解の浸透に寄与する人材の育成

食の安心・安全に関する正しい情報の伝達に取り組む団体・企業・個人等を「食の安心・安全推進パートナー」として登録し、食品安全に係る基礎的な情報や、食の安心・安全に関する取り組み等について情報を提供するとともに、パートナーの登録拡大を図ります。

④⑬ 農業者や食品関連事業者など食の安心・安全の確保を図る人材の育成

農林漁業者や食品加工事業者等を対象に農薬の適正使用や食品衛生の管理、食品表示の方法など、食の安心・安全等に関する総合的な研修会を開催し、安心・安全の確保を図るための人材の育成を図ります。

鹿児島県食の安心・安全パートナー登録者募集中！（無料）

食に関する情報（緊急情報・イベント情報・食の豆知識情報・法改正や通知などの事業者向け情報等）を随時お届けしています。携帯電話・パソコンのどちらでも登録できます。購読を希望される方は、鹿児島県ホームページ（以下 URL・二次元コード）から登録をお願いします。

<https://www.pref.kagoshima.jp/ag04/kurashi-kankyo/syoku/anzen/project/annsinnpa-tona.html>



(3) 健康への被害（まん延）防止対策

④ 自主回収報告制度を活用した健康被害防止対策

県食の安心・安全推進条例等で規定している食品の自主回収報告制度の周知を図るとともに、報告を受理した場合には、迅速に公表し、県民の健康被害防止と拡大の未然防止に努めます。

⑤ 感染症対策など、健康被害防止情報をはじめとする各種情報の収集及び整理と正確かつ適切な情報の提供

食品による健康被害や重大事故等に関する情報を周知するとともに、生活習慣病を予防するための食生活等の生活習慣改善の普及啓発に努めます。

(4) リスクコミュニケーション*の推進

④-1 食の安心・安全の確保に関する基礎的な知識や情報の周知

④-2 生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者間における情報の共有と意見交換の場の提供

④ 正確な情報の伝達や情報の共有及び意見交換を自主的に行う取組の推進

地域・団体における研修会など、自主的なリスクコミュニケーションに対して支援を行います。

*リスクコミュニケーション：関係者が相互に情報や意見を交換すること。

(5) 健康増進に関する施策との連携

⑧ 健康かごしま21の推進

- ・適切な食生活習慣の普及・定着
- ・産業界との連携による食環境の整備

生活習慣病発症・重症化予防のための適切な食生活習慣の普及・啓発を図るとともに、産業界との連携により、健康に配慮したメニューやサービスを提供する飲食店の拡大等を図ります。

「健康かごしま21」は、県ホームページ（以下 URL・二次元コード）からダウンロードできます。

<http://www.pref.kagoshima.jp/ae06/kenko-fukushi/kenko-iryu/kenko/kagoshima21/gaiyou/kenkagor6sakutei.html>



(6) 食育に関する施策との連携

⑨ 「家庭」，「学校，保育所等」，「地域」における食育の推進

かごしまの“食”交流推進計画（第5次）（令和8年度～令和12年度）に基づき、地産地消を基本とした健康で豊かな食生活の実現を目指します。

「かごしまの“食”交流推進計画（第5次）」は、県ホームページ（以下 URL・二次元コード）からダウンロードできます。

<https://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/nogyo/syokuiku/koryu/index.html>



(1) 「鹿児島県食の安心・安全推進委員会（企画推進部会）」の運営

⑤ 基本計画等の進捗状況の評価

県食の安心・安全推進条例に基づく「鹿児島県食の安心・安全推進委員会」を開催し、食の安心・安全の確保に関する施策の検証等を行います。

「鹿児島県食の安心・安全推進基本計画に係る施策の実施状況」は県ホームページ（以下 URL・二次元コード）から確認できます。

<https://www.pref.kagoshima.jp/ag04/kurashi-kankyo/syoku/anzen/project/kihonhoushinjissekihoukoku.html>



(2) 危機管理体制の整備

⑤-1 食に関する危機発生事案ごとのマニュアル等に基づく対応

⑤-2 平時からの情報の共有化や連携の強化による事案発生の未然防止と事案発生時の迅速かつ適切な対処

平時からの情報の共有化や連携の強化による事案発生の未然防止に努めるとともに、事案発生時にはマニュアルに基づき迅速かつ適切に対処します。

また、発生事案の拡大防止や風評による混乱を避けるため、県ホームページや報道機関等を通じて、県民への正確かつ適切な情報提供を行います。

(3) 国、他の都道府県、市町村その他の関係機関・団体との連携

⑤-1 内閣府食品安全委員会、消費者庁、厚生労働省、農林水産省など国との連携や他都道府県との連携

⑤-2 県内市町村等との連携

食の安心・安全の確保に関する施策を効果的に実施するため、今後も、情報交換を行いながら、国や他の都道府県との連携を図ります。

また、中核市として保健所を設置している鹿児島市をはじめ、県内の各市町村との連携に努めます。

4 参考となる指標

計画の進捗状況を把握するため、52の取組事業(34項目)について数値目標を設定します。丸付き数字は、該当する各個別の取組内容に対応しています。

参考となる指標	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)
1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上		
①かごしまの農林水産物認証制度の充実・普及 【(1)かごしまの農林水産物認証制度[新基準]の認証件数】	—	180件
②国際認証GAP等への取組支援 【(2)JGAP等認証取得件数】	119件	230件
③農薬の適正使用の推進 【(3)農薬販売店における農薬指導士設置割合】	48.2%	80.0%
④農薬の販売・管理・使用に関する監視指導 ⑤肥料の生産や販売に関する監視指導 【(4)農薬販売店及び肥料の生産・販売業者等への立入検査における違反件数割合】	23.4%	10.6%
⑥動物用医薬品の管理、販売等に関する監視指導 【(5)動物用医薬品使用実態調査の実施件数】	51件	80件
【(6)医薬品調査の実施率(動物用医薬品販売業者等の許可数に対する割合)】	31%	50%
⑦飼料の安全性確保に関する普及、監視指導 【(7)飼料の製造・販売及び使用等に関する不適正件数】	0件	0件
⑧水産用医薬品の適正使用の推進 【(8)水産用医薬品適正使用に関する理解度】	—	90%以上
⑨総合防除(I PM)及び有機農業の技術をはじめとした環境と調和した農業の普及推進 ⑩化学肥料や化学合成農薬の使用量の低減に必要な病害虫防除技術や施肥管理技術、気候変動に対応した品種や技術の開発等 【(9)化学農薬の使用量】	(R5年度) 46kg/ha	31kg/ha
⑩家畜排せつ物の適正処理と堆肥の利活用促進 【(10)県畜産有機物有用利用推進調査による家畜排せつ物の利用状況(適正処理仕向率)】	(R5年度) 94.2%	98.0%
⑪自然環境や生産環境の保全に配慮した特用林産物の栽培方法及び肥料の適正な使用方法などの情報提供 【(11)たけのこ・原木しいたけ生産者養成講座の内容の理解度】	—	80%以上
⑫県内養殖場の水質や底質の調査及び魚類養殖協議会や研修会を通じた漁場改善計画等の養殖指導 【(12)適正環境の漁場の割合】	84%	100%
⑬施設への立入検査(監視指導) ⑮学校・社会保健福祉施設等集団給食施設の監視指導 【(13)監視施設数に対する食品衛生法違反等施設の割合】	—	0%
⑭食品等の検査 【(14)計画に基づき実施した食品の規格基準への適合率】	99.5%	100%
⑯いわゆる健康食品による健康被害防止のための買上検査		
⑰水産物卸売市場における有毒魚介類等の流通監視		
⑱食の安心・安全の確保に関する基礎的な知識や情報の周知 【(15)各種広報媒体を活用した情報発信回数】	4回	4回
⑲食品関連事業者へのHACCPに沿った衛生管理の導入及び運用支援 【(16)HACCPに沿った衛生管理に対する取組状況】	—	100%

参考となる指標	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)
②畜産関連施設への衛生管理ガイドライン等の徹底及びH A C C P方式を活用した管理の普及		
[17]飼養衛生管理基準立入検査の実施状況]	5,343戸 (実施率74%)	対象農場全戸 (実施率100%)
[18]H A C C P 認証農場数]	15農場	18農場
②衛生管理型の水揚施設の整備支援や自主的衛生管理への取組促進		
②H A C C P 等高度な衛生管理手法に対応できる人材の育成		
③米トレーサビリティ制度の適正運用 [19]食品表示実態調査における適正率(米穀等)]	76.4%	100%
④茶れきくんの導入促進 [20]茶れきくんの県内茶工場導入率]	75.9%	80.0%
⑥水産用医薬品の使用低減のための養殖技術の開発 [21]医薬品使用低減に向けた取組数]	2件/年	3件/年
⑦食品等に起因する様々な問題についての解決法や再発防止策 を得るための調査・研究 [22]調査・研究事例数]	5題/年	4題/年
2 食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供		
⑧食品表示関係法令の周知 ④感染症対策など、健康被害防止情報をはじめとする各種情報の収集及び整理と正確かつ適切な情報の提供		
[23]食の安心・安全情報メール等を活用した情報発信回数]	25回	24回
⑨食品表示に関する相談対応		
⑩食品表示実態調査等の実施 [24]食品表示法(品質事項)に基づく食品表示の適正表示率]	91.2%	100%
⑩消費者の食品表示に関する理解促進 [25]商品量目調査会及び計量教室の実施]	5自治体	5自治体
3 食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供		
⑫農作物栽培における気候変動等にも対応した病害虫の適期防除の推進 [26]トビイロウンカの被害面積]	0 h a	0 h a
⑬家畜の各種疾病の発生動向の把握、防疫指導、検査等の実施		
[27]高病原性鳥インフルエンザ等に関するモニタリング検査の実施状況]	1,440羽	1,440羽
[28]野生イノシシの豚熱等に関するモニタリング検査の実施状況]	458頭	720頭
[29]特定家畜伝染病の発生件数]	3件	0件
⑭各種疾病に対する防疫指導及び気候変動等に伴う新たな疾病の実態調査 [30]養殖衛生管理指導を行った養殖経営体数(割合)]	72.9%	75%以上
⑮-1 各種疾病等に関する危機発生事案毎のマニュアルに基づく対応 ⑮-2 平時からの情報の共有化や連携の強化による事案発生の未然防止と事案発生時の迅速かつ適切な対処		
[31]防疫演習及び防疫対策会議の実施件数]	22件	20件
[32]侵入調査研修会及び防除対策会議の実施件数]	21件	20件

参考となる指標	現 状 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)
4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保		
③かごしまの農林水産物認証制度の認知度向上 ⑦かごしまブランド産品をはじめとした県産農畜産物の認知度向上に向けた取組 ⑧「かごしま畜産の日」の活動を通じた生産者と消費者の相互交流，理解促進 ⑨「かごしまのさかな」ブランド認定魚の認知度向上 ⑩安心・安全な特用林産物の認知度向上 ⑪食品関連事業者の食の安心・安全に対する取組の情報発信 ⑫「家庭」，「学校，保育所等」，「地域」における食育の推進		
[⁽³³⁾ 意識して県産農林水産物を購入する人の割合]	79.2%	90%以上
⑬地域における食の安心・安全の確保に係る正しい理解の浸透に寄与する人材の育成 ⑭農業者や食品関連事業者など食の安心・安全の確保を図る人材の育成 ⑮-1 食の安心・安全の確保に関する基礎的な知識や情報の周知 ⑮-2 生産者，食品関連事業者，県民その他の関係者間における情報の共有と意見交換の場の提供 ⑯正確な情報の伝達や情報の共有及び意見交換を自主的に行う取組の推進		
[⁽³⁴⁾ 食の安心・安全の確保に関する理解度]	—	90%
④自主回収報告制度を活用した健康被害防止対策		
⑳健康かごしま21の推進 ・ 適切な食生活習慣の普及・定着 ・ 産業界との連携による食環境の整備 [⁽³⁵⁾ 1日当たりの食塩の平均摂取量]	(R4年度) 10.2g	7g未満
⑤基本計画等の進捗状況の評価		
㉑-1 食に関する危機発生事案ごとのマニュアル等に基づく対応 ㉑-2 平時からの情報の共有化や連携の強化による事案発生の未然防止と事案発生時の迅速かつ適切な対処 ㉒-1 内閣府食品安全委員会，消費者庁，厚生労働省，農林水産省など国との連携や他都道府県との連携 ㉒-2 県内市町村等との連携		

第4次鹿児島県食の安全安心推進計画は県ホームページ
(以下 URL・二次元コード) からダウンロードできます。

<https://www.pref.kagoshima.jp/ag04/kurashi-kankyo/syoku/anken/project/shokunoanshinplan.html>

(仮) 第3次推進計画ページ

二次元
コード



鹿児島県農政部農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

☎ 099-286-3177 (直通) / ファックス 099-286-5587

<http://www.pref.kagoshima.jp/ab02/soshiki/nosei/honcho/nosei.html>

